

建企第30011-36号
令和7年12月12日

県土整備部内各課長
各土木事務所長
上信自動車道建設事務所長
八ッ場ダム水源地域対策事務所長
下水道総合事務所長

様

建設企画課長 剣持 康彦

技術基準（維持管理業務委託に係る契約書等の一部改定）について（通知）

このことについて、下記により通知いたします。

記

1	基 準 名	維持管理業務委託に係る契約書等の一部改定について
2	適用年月日	令和7年12月12日
3	基準作成課名	契約検査課、建設企画課
4	問い合わせ先	契約検査課 契約制度係 電話：027-226-3731 建設企画課 技術調査係 電話：027-226-3531
5	区 分	新規 ・改定・ 廃止 ・ その他（資料送付）
6	通知の内容	別紙のとおり、維持管理業務委託に係る契約書等の一部改定する。
7	通知を作成した理由	建設工事請負契約約款の改正に伴い、「維持管理業務委託契約約款」の改定を行ったため。
8	その他	・改定後の「維持管理業務委託契約約款」については、令和7年12月12日以降に公告等を行い、契約する維持管理業務委託から適用するものとする。 ・令和7年12月11日以前に公告等を行った契約については、従前の例による。 ・本通知の適用をもって、令和7年3月28日付建企第30011-66号 技術基準（維持管理業務委託に係る契約書等の一部改定）については廃止とするが、令和7年4月1日適用にて改定した「業務完了通知書（完了通知書）」、「委託料請求書（請求書、請求内訳書）」の様式についての取扱いは、 <u>本通知適用後も継続する。</u>

		【注意事項】令和7年4月1日適用にて改定した様式の取扱いについて（継続） 建企第30011-48号技術基準「工事関係書類の統一化」の取扱いについて」（令和7年4月1日適用）に準じ、以下のとおりとする。 ① 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間については、移行期間として、改定前の様式も併用できるものとする ② 令和7年3月31日以前に契約した維持管理業務委託については、監督員と協議のうえ、改定後の様式を使用できるものとする。 ③ 令和8年4月1日をまたぐ維持管理業務委託（繰越や債務負担等）については、移行期間中に「改定前の様式」を使用していた場合においても、令和8年4月1日以降に作成する書類は「改定後の様式」を使用すること。（令和8年4月1日以降は「改定後の様式」は使用不可とする。
9	基準の公表	公表 ☒ 非公表 ☐ その他 ☐ ()

新	旧	備考
別添条項 維持管理業務委託契約約款 (総則) 第 1 条 (略) (関連工事等の調整) 第 2 条 発注者は、受注者の実施する業務委託及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事等が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。 この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事等の円滑な施工等に協力しなければならない。 <u>2 発注者は、受注者の実施する業務委託及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事等が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事等の円滑な施工等に協力しなければならない。</u> (業務委託料内訳書及び作業実施表) 第 3 条 受注者は、この契約締結後 1 0 日以内に設計図書に基づいて、業務委託料内訳書及び作業実施表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 1 1 号）第 1 0 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 3 4 年法律第 1 6 0 号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金</u>を明示するものとする。 3 (略) <u>(適正な労務費の確保等)</u> <u>第 3 条の 2 (Ａ) 発注者及び受注者は、業務委託料内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 4 条第 2 項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u> <u>2 発注者は、前項の業務委託料内訳書に明示された労務費を含む業務委託料を受注者に支払わなければならない。</u> <u>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u> (1) <u>適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u> (2) <u>労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。</u> (3) <u>下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。</u> <u>イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。</u> <u>ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。</u> <u>ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結する者（ニにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。</u>	別添条項 維持管理業務委託契約約款 (総則) 第 1 条 (略) (関連工事等の調整) 第 2 条 発注者は、受注者の実施する業務委託及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事等が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。 この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事等の円滑な施工等に協力しなければならない。 (新設) (業務委託料内訳書及び作業実施表) 第 3 条 受注者は、この契約締結後 1 0 日以内に設計図書に基づいて、業務委託料内訳書及び作業実施表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費</u>を明示するものとする。 3 (略) (新設)	建設工事請負契約約款の改正に伴い新設 建設工事請負契約約款の改正に伴い改定 建設工事請負契約約款の改正に伴い新設

新	旧	備考
<u>結すること。</u> <u>ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことにに関する書面を提出すること。</u> <u>4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u> <u>(1) 前項第1号の支払に関する書面</u> <u>(2) 前項第2号の支払に関する書面</u> <u>(3) 前項第3号の契約を締結したことにに関する書面</u> <u>5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u> <u>(適正な労務費の確保等)</u> <u>第3条の2（Ｂ） 発注者及び受注者は、業務委託料内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u> <u>2 発注者は、前項の業務委託料内訳書に明示された労務費を含む業務委託料を受注者に支払わなければならない。</u> <u>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u> <u>(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u> <u>(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。</u> <u>4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u> <u>(1) 前項第1号の支払に関する書面</u> <u>(2) 前項第2号の支払に関する書面</u> <u>5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u> <u>注第3条の2は（Ａ）又は（Ｂ）を使用し、使用しない場合は削除する。</u> 第4条から第7条まで （略） （下請負人の社会保険等加入義務等） 第7条の2（Ａ） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法_____第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。 （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 （2） 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 （3） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出 2（略） 第7条の2（Ｂ） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法_____第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。	第4条から第7条まで （略） （下請負人の社会保険等加入義務等） 第7条の2（Ａ） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。 （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 （2） 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 （3） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出 2（略） 第7条の2（Ｂ） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。	建設工事請負契約約款の改正に伴い新設 建設工事請負契約約款の改正に伴い改定 建設工事請負契約約款の改正に伴い改定

新	旧	備考
(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出 2 (略) 第8条から第22条まで (略) (履行期間の変更方法) 第23条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 <u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> (業務委託料の変更方法等) 第24条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、業務委託料の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 <u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> <u>4</u> この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。 (賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更) 第25条 発注者又は受注者は、履行期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適當となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託代金額（業務委託料から当該請求時の出来形部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と変動後残業務委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出 2 (略) 第8条から第22条まで (略) (履行期間の変更方法) 第23条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (新設) (業務委託料の変更方法等) 第24条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、業務委託料の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (新設) <u>3</u> この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。 (賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更) 第25条 発注者又は受注者は、履行期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適當となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託代金額（業務委託料から当該請求時の出来形部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と変動後残業務委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務	建設工事請負契約約款の改正に伴い新設

新	旧	備考
委託代金額に相応する額をいう。以下次項において同じ。）との差額のうち変動前残業務委託代金額の１０００分の１５を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。 ３ 変動前残業務委託代金額及び変動後残業務委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 ４ 第１項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。 ５ 特別な要因により履行期間内に主要な使用材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。 ６ 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。 ７ 前２項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 ８ 第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 <u>９ 発注者は、第３項又は第７項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第５９条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第６０条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> 第２６条から第３３条まで （略） （前金払及び中間前金払） 第３４条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務委託完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の１０分の４以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 ２ 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 ３ 発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。 ４ 受注者は、第１項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の１０分の２以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。	委託代金額に相応する額をいう。以下次項において同じ。）との差額のうち変動前残業務委託代金額の１０００分の１５を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。 ３ 変動前残業務委託代金額及び変動後残業務委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 ４ 第１項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。 ５ 特別な要因により履行期間内に主要な使用材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。 ６ 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。 ７ 前２項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 ８ 第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 （新設） 第２６条から第３３条まで （略） （前金払及び中間前金払） 第３４条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務委託完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の１０分の４以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 ２ 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 ３ 発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。 ４ 受注者は、第１項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の１０分の２以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。	建設工事請負契約約款の改正に伴い新設

新	旧	備考
5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。 6 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の１０分の４（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条<u>及び次条</u>において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。 7 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の１０分の５（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは３分の２）を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から７日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 9 発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 第３５条 （略） （前払金の使用等） <u>第３６条</u> 受注者は、前払金（<u>中間前払金を除く</u>）をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。<u>ただし、前払金額の１００分の２５を超えない範囲で、前払金をこの業務の現場管理費及び一般管理費等のうちこの業務の実施に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u> <u>2 受注者は、中間前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u> 第３７条から第４４条まで （略） （発注者の任意解除権） 第４５条 発注者は、業務が完了するまでの間は、<u>第４７</u>条又は第４８条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。	5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。 6 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の１０分の４（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条<u>から第３６条まで</u>において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。 7 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の１０分の５（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは３分の２）を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から７日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 9 発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 第３５条 （略） （前払金の使用等） <u>第３６条</u> 受注者は、前払金_____をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。 （新設） 第３７条から第４５条まで （略） （発注者の任意解除権） 第４５条 発注者は、業務が完了するまでの間は、<u>次条</u>又は第４８条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。	建設工事請負契約約款の改正に伴い改定 建設工事請負契約約款の改正に伴い改定

新	旧	備考
第 4 5 条の 2 から第 5 5 条まで （略） （談合等不正行為があった場合の違約金等） 第 5 5 条の 2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料額（この契約締結後、業務委託料額の変更があった場合には、変更後の業務委託料額）の 1 0 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 （1） この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（独占禁止法第 7 条の <u>4</u> 第 <u>1</u> 項の規定に基づき課徴金の納付を命じない場合を含む。）。 （2） この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法 （明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。 2 （略） 第 5 6 条から第 5 9 条まで （略） <u>（仲裁）</u> <u>第 6 0 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の群馬県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、同審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。</u> （情報通信の技術を利用する方法） <u>第 6 1 条</u> この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。 （補則） <u>第 6 2 条</u> この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。	第 4 5 条の 2 から第 5 5 条まで （略） （談合等不正行為があった場合の違約金等） 第 5 5 条の 2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料額（この契約締結後、業務委託料額の変更があった場合には、変更後の業務委託料額）の 1 0 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 （1） この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（独占禁止法第 7 条の <u>2</u> 第 <u>1 0</u> 項の規定に基づき課徴金の納付を命じない場合を含む。）。 （2） この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法 （明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。 2 （略） 第 5 6 条から第 5 9 条まで （略） （新設） （情報通信の技術を利用する方法） <u>第 6 0 条</u> この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。 （補則） <u>第 6 1 条</u> この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。	条項追加 条項追加に伴い改定 条項追加に伴い改定